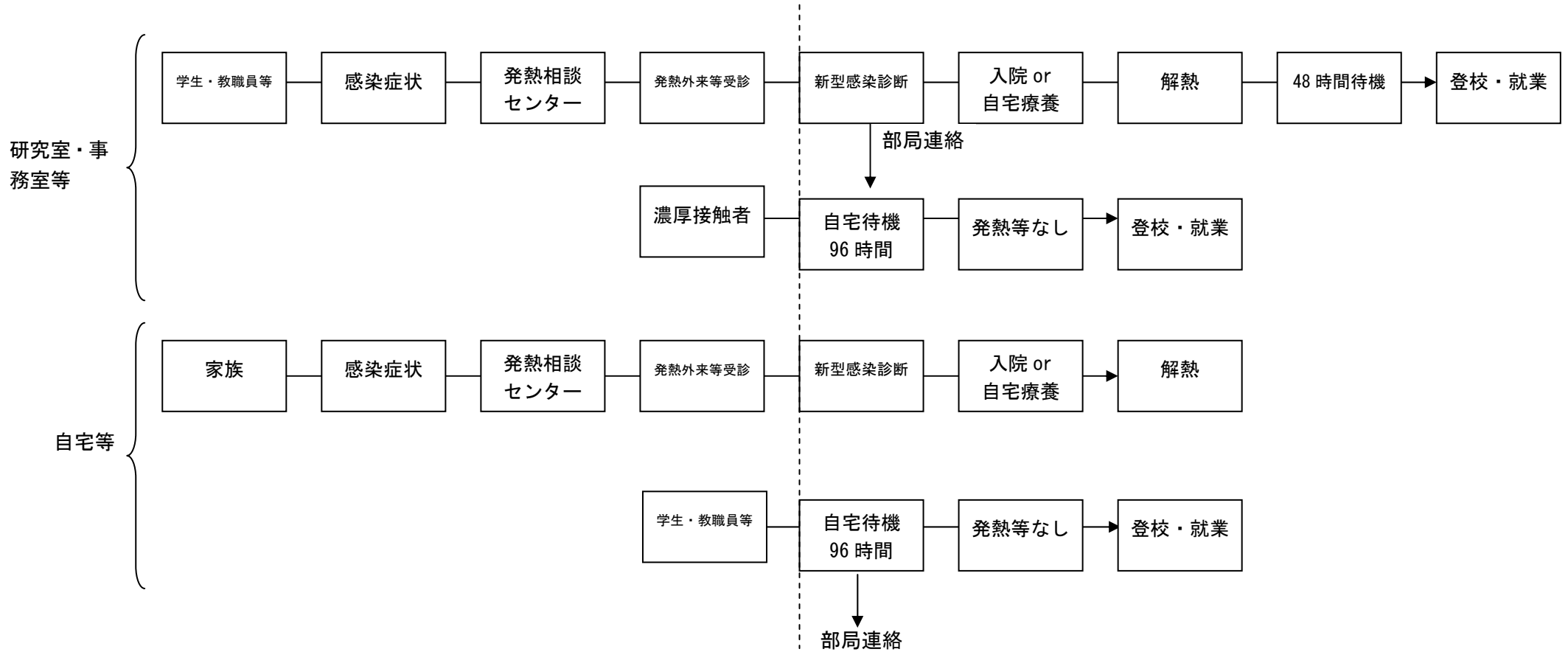


新型インフルエンザ感染（疑いを含む。）の場合の対応等について



- 注) 1. 濃厚接触者とは、研究室等において発症者に近接して業務等を行っていたり（一時的を除く）、同じ器具等を共有した学生、教職員等をいう。
 2. 48時間待機とは、解熱後48時間をいい、当該時間経過後の最初の登校日・勤務日に登校、就業するものとする。
 3. 自宅待機96時間とは、最終接触から96時間をいい、当該時間経過後の最初の登校日・勤務日に登校、就業するものとする。
 なお、家族が感染した場合も同様とするが、家族が自宅で療養する場合は、治癒後96時間となるので注意すること。